

今日の一問 (やまだ塾)

(2008年5月2日掲載)

No.5	「違憲審査」とは何か。
解答	<p>・違憲審査とは、裁判所が裁判を行う際、法令が憲法に適合するかを審査し、適合しないときは拒否する手続きである。</p> <p>・憲法における違憲審査の根拠は、憲法の最高法規性(憲法第98条第1項)および基本的人権尊重の原理である。判例では、下級裁判所も、司法権の行使に付随して、違憲審査権を行使できるとされる。違憲審査の対象については、「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」と規定されている(憲法第81条)。なお、違憲判決の効力としては、「個別的効力説」(当該事件についてのみ法令等の適用が排除されるにすぎず、法令等の改廃があるまでは当該法令等は依然として効力を有するとする見解)が通説である。</p>

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.